

# 傍聴のご案内

市議会はどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみてはいかがでしょうか。

## 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

## 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関しての規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

## 請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考してください。

## 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、捺印も認めます。

### 請願・陳情の 書式例

○○○に関する請願書  
(陳情書)

紹介議員  
笠間市議会議員  
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は  
必要ありません

○○○に関する請願書  
(陳情書)  
(要旨)

平成 年 月 日  
笠間市議会議長 様

請願・陳情者  
住所  
氏名 (署名又は記名押印) ほか〇人  
電話番号

住 所	氏 名	印

## 平成21年第3回笠間市議会定例会会期日程(案)

月	日	曜日	時 刻	会 議	議 事
1	9月1日	火	午前10時	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
2	2日	水		休 会	議案調査
3	3日	木	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託
4	4日	金		休 会	議事整理
5	5日	土		休 会	
6	6日	日		休 会	
7	7日	月		休 会	常任委員会（総務・土木建設）
8	8日	火		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
9	9日	水		休 会	決算特別委員会（第1日）
10	10日	木		休 会	決算特別委員会（第2日）
11	11日	金		休 会	決算特別委員会（第3日）
12	12日	土		休 会	
13	13日	日		休 会	
14	14日	月	午前10時	本会議	一般質問
15	15日	火	午前10時	本会議	一般質問
16	16日	水	午前10時	本会議	一般質問
17	17日	木	午前10時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会

\* 日程に変更がある場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

## 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

委員 委員 委員 委員 委員 委員  
委員 委員 委員 委員 委員 委員  
委員長 副委員長  
議会だより編集委員会  
小 杉 大 横 上 石 小 萩 原  
蘭 山 関 倉 野 松 磯 瑞 子  
江 一 久 き 登 俊 雄 節 瑞 子  
三 秀 義 ん 翁 節 瑞 子  
（石松俊雄）

その意味では、市民と議会の架け橋である「議会だより」の存在も問われています。市民と議会の絆が深まるよう、私たちも充実した紙面作りに努力していくかねばなりません。この問題提起です。

笠間市議会は、次回選挙から定数28を24に減らすことを決めていましたが、「なぜ24なのか」ということを説明できなければならぬ「危機感を持つて議会活性化に努めることが必要」というのが先生の議会に対する問題提起です。

森彌先生が「議員定数の上限撤廃方針で改正を検討中である」ことを人口規模によって上限が法律に定められていました。これが撤廃されるということです。

先日の地方自治研究講演会で、大森彌先生が「議員定数の上限撤廃方針で改正を検討中である」ことを人口規模によって上限が法律に定められていました。これが撤廃されるということです。

## 編集後記